

## 一般社団法人日本レーザー歯学会倫理要綱

一般社団法人日本レーザー歯学会（以下、本学会）は、学際領域との関連のもとにレーザー歯学の進歩発展を図ることを目的としている。この目的を達成するために、学術大会の開催、会誌の発行、国内外の関連学会との交流、指導医および認定医の認定などの事業を行い、レーザー歯学の向上、発展に寄与している。本学会会員は、このようなことを理解・自覚し、レーザー歯学の知識、技術および経験に基づいて、人々の健康と福祉に貢献する社会的責務がある。

本学会会員は、レーザー歯学に携わる医療従事者、開発者などすべての者は、基礎研究、臨床研究、研修活動などすべての分野において、以下に定める倫理要綱を遵守しなければならない。

1. 自ら生み出すレーザー歯学の専門知識、技術および経験に基づいて、人々の健康と福祉に貢献する責任を有する。
2. レーザー歯学の専門知識、能力などの維持向上に努める。
3. レーザー歯学の研究などの実践にあたっては、研究結果を中立性、客觀性をもって、公正な態度で正当性を社会に公表し、真摯に研究者の評価を受け、社会の信頼を損なわないように努める。
4. 研究、研修活動などに際して、それらの資料の保存・扱いは厳正に行い、捏造、改ざん、盗用などの不正行為をしない。
5. 研究環境の質的向上に努め、不正行為ができないような環境作りをする。
6. 研究、研修活動などに際して、患者のプライバシー保護は重要な責務であり、研究協力者的人格を尊重し、福利に配慮する。動物などは真摯な態度で扱う。
7. 研究、研修活動などに際して、人種、性、地位、思想、宗教などにより個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。
8. 自らの研究、研修活動などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
9. 研究、研修活動などにあたっては、法令や関係規則を遵守する。
10. ハラスメント行為をしてはならない。
11. 他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
12. 本学会倫理要綱に照らし疑義のある場合や、倫理的検討を要すると思われる場合には、倫理・未承認機器・COI 委員会を隨時開催し検討する。

### 附則

この要綱は、平成 25 年 9 月 27 日から施行する。

平成 27 年 6 月 6 日から施行する。